

(資料17) スペース課金制度の概要と実施状況

1. スペース課金制度の概要

(1) 趣旨・目的

所内のスペース利用に対する課金の実施、空きスペースの再配分を行い、研究所のスペースの合理的な利用を図る。

(2) スペース課金

対象スペースは、本構内における調査研究業務及び環境情報業務に係る利用スペースとする(管理スペース、共通インフラは対象外)。

スペース課金の額は、次により決定される。

) 対象スペースの面積に、スペース特性ごとの調整係数を乗じて補正(居室1.0、実験室0.5、特殊実験室0.3)

) 補正後面積から、研究系職員1人当たり18m²、行政系職員1人当たり9m²を控除して、課金対象面積を算出

) 課金対象面積に、1m²当たり年間2万円の料率を乗じて、課金額を算定
スペース課金は、ユニットを単位として徴収する。

課金総額の1/2はユニットに還付(ユニット活動推進等の経費に)、1/2を研究所全体の効率的な活動推進等の経費に充てる。

(3) 空きスペースの再配分

各ユニットは、年度当初の課金額決定に際し、使用をやめるスペースを決め、管理部門に返還する。

返還された空きスペースは、所内に公開し、利用希望ユニットの申請を受け、スペース検討委員会の審議を経て、再配分する。

2. スペース課金制度の実施状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
対象スペース面積	21,115m ²	24,882m ²	25,983m ²	27,887m ²
補正・控除後面積	7,212m ²	8,916m ²	8,936m ²	9,605m ²
課金徴収額(還付後)	72,118千円	89,162千円	89,356千円	96,052千円
空きスペース再配分	1,150m ²	610m ²	526m ²	359m ²